働き方改革関連法案 勉強会

「働き方改革関連法案」が可決され平成31年4月より順次施行されます。

働く人が減少していく中、経営者も働く人も労務管理の知識を しっかりもつことが雇用の継続につながります。

今回の改正で、労務管理がどうかわるのか、わからない。 労務管理のことを誰も教えてくれない、わからない、面倒だ。 労働者が質問してくる内容に答えられない。 労働者の退職が多い。どうしてやめるのかわからない。

こんなお悩みを 抱えていませんか?

セミナー内容

- > 働き方改革の目的
- > 今時の労働者の考え方
- ▶ ①年次有給休暇取得の義務化 ②時間外労働(36協定)の上限規制 ③勤務間インターバル制度 ④産業医の機能強化 ⑤高度プロフェッショナル制度など、説明いたします。

講 師 :道沖祐子社労士事務所 代表 特定社会保険労務士 道沖利惠

日 時 : 平成 30 年 12 月 21 日(金)クリスタルアージョ研修室 402

時 間: 13時30分から15時まで(受付開始13時15分)

資料代: 1,500円(お釣りのないようご準備頂ければ幸いです)

定 員 : 15名

FAX 申し込み書 セミナー終了後、希望者は無料相談をお受けします

会社名			住所	
参加人数		人	電話番号 FAX番号	
無料相談	希望	(0をしてください)		

資料の準備のため、必ず FAX での、申し込みをお願い致します。

731-0304 安芸高田市八千代町下根 2525-4 道沖祐子社労士事務所 0826-52-3555



FAX0826-52-3571